# 第195回

群馬県都市計画審議会

議事録

開催日時 令和3年3月24日 (水)

午前10時00分~10時47分

場 所 群馬県庁29階 第1特別会議室

# 第195回群馬県都市計画審議会

- 1 開催日時 令和3年3月24日(水) 午前10時00分~10時47分
- 2 場 所 群馬県庁29階 第1特別会議室
- 3 出席委員 丸山 和貴、大澤 昭彦、萩原 清己、小林 享、小山 洋、 土井 弘次(代理 宮川 隆巳)、幸田 淳(代理 西村 裕二)、 茂原 荘一、後藤 克己、伊藤 清、穂積 昌信、斉藤 優、 野村 洋一
- 4 欠席委員 田中 麻里、齋藤 利志子
- 5 事務局幹事出席者

都市計画課 真庭課長、青木室長、小島次長 下水環境課 益満次長 建築課 西田次長

- 6 議案
  - 第1号議案 高崎都市計画道路の変更 (3・3・7号前橋長瀞線の変更) について
  - 第2号議案 前橋都市計画、高崎都市計画、渋川都市計画、藤岡都市計画、富岡都市計画、安中都市計画、吉井都市計画、玉村都市計画 前橋勢多都市計画、箕郷都市計画、榛名都市計画、甘楽都市計画、富士見都市計画、榛東都市計画及び吉岡都市計画下水道利根川上流流域下水道(県央処理区)の変更について
  - 第3号議案 榛名都市計画区域内産業廃棄物処理施設の敷地位置 について
- 7 議事概要 別紙のとおり

# 第195回群馬県都市計画審議会 議事概要

# (司会=眞庭課長)

お待たせいたしました。

ただ今から、第195回群馬県都市計画審議会を開会いたします。

私は、群馬県都市計画課長の眞庭でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、委員の皆様の出席状況について御報告いたします。

本日、出席をお願いいたしました委員の皆様は、15名でございますが、現在13名が 出席されております。従いまして、群馬県都市計画審議会条例第5条第1項の規定による 「定足数2分の1以上」に達しておりますので、本会が成立していることを御報告申し上 げます。

なお、今回の審議会は、お手元に配布しました「次第」に沿って進めさせていただきた いと思っております。

それでは、開会にあたりまして、丸山会長から御挨拶をお願いいたします。

# (議長=丸山会長)

本日は、第195回群馬県都市計画審議会を開催いたしましたところ、委員の皆様方には、年度末のお忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。

本日の議案は、お手元の次第のとおり、審議事項が3件ございますので、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

#### (眞庭課長)

ありがとうございました。

次に、議事に入る前に報告させていただきます。

先日、お配りしました議案書等につきまして、内容に一部誤りがございました。お手元に配布しました正誤表のとおり修正いたしましたので、お手数をおかけして申し訳ありませんが、お差し替えくださいますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、これより議事に入らせていただきます。丸山会長、よろしくお願いします。

# (丸山会長)

議案の説明は事務局からいたします。御了承をお願いいたします。

議事に先立ち、議事録署名人をお二方指名させていただきますので、御了承をお願いいたします。本日は、萩原委員さんと小山委員さんにお願いいたします。

次に議案の審議に入ります前に、本日の議案審議の傍聴を認めるか否かについての御検 討をお願いしたいと思います。

事務局から説明をお願いします。

### (青木室長)

本日の上程の議案は、群馬県情報公開条例の関係条文に照らして非公開とするような情報は含まれていないものと判断いたします。

よって、群馬県都市計画審議会議事運営規則第12条に基づき、公開とすることを提案させていただきます。

### (丸山会長)

ただ今御説明がありましたが、本日の議案については公開するという御提案でございます。審議を公開するということで御異議ございませんでしょうか。

### (異議なしの声)

### (丸山会長)

それでは、そのようにさせていただきます。事務局の提案どおり公開ということにし、 傍聴を認めることとします。

事務局は、傍聴者を入場させてください。

### (傍聴者入場)

# (丸山会長)

ここで事務局から本日の傍聴者について御報告をお願いいたします。

# (青木室長)

本日の傍聴者でございますが、報道関係者が1名でございます

### (丸山会長)

傍聴者の方は、先程事務局からお配りいたしました「傍聴要領」をよく読んで、遵守して下さい。なお「傍聴要領」に反する行為をした場合には、退場していただきます。 報道関係の方は、写真撮影などをされますか。

# (写真撮影はなし)

## (丸山会長)

よろしいですか。

それでは、ただ今から議案の審議を行います。

最初に、第1号議案「高崎都市計画道路の変更(3・3・7号前橋長瀞線の変更)について」を上程いたします。事務局から説明をお願いいたします。

# (都市計画課・小島次長)

都市計画課次長の小島と申します。感染対策のため、着座にて説明します。よろしくお 願いいたします。

それでは、第1号議案「高崎都市計画道路3・3・7号前橋長瀞線の変更について」御

説明いたします。

お手元の議案書1ページとあわせて、添付図面の図-1又はスクリーンを御覧下さい。

今回の変更路線を含む高崎都市計画区域の中央部から東部を総括図として示しております。高崎市役所を赤い丸で示しておりますが、市役所は図面中段の左側になります。また、図面右側には緑色で示しました関越自動車道が南北方向に通っており、図面左側から下側には水色で示しました鳥川が流れております。

今回変更する高崎都市計画道路 3・3・7号前橋長瀞線ですが、藤岡市との境である烏川左岸を起点として、高崎市東部を南から北に向かって縦断し、前橋市との境に至る延長約4.5kmの幹線街路です。変更区間を赤色、変更しない区間を青色で示しております。今回変更する区間は、起点側から約200mの位置にある交差点部となります。

変更理由は、お手元の議案書の2ページを御覧下さい。

続きまして、添付図面の図-2又はスクリーンを御覧下さい。

こちらは計画図になります。図面左側が北側、右側が南側となっております。今回の変更箇所は都市計画道路3・4・24号高崎玉村線との交差点、こちらは岩鼻町交差点という名称がついておりますが、この交差点部の局所的な変更となります。そこで、計画図をさらに拡大してお示ししたいと思います。

添付図面の図-3又はスクリーンを御覧下さい。

先ほどの計画図を拡大して示しております。黄色の線が変更前の区域、赤色の線が変更 後の区域、青色の線は変更しない区間を示しております。今回の変更ですが、この交差点 の隅切り部のうち3箇所について、形状、つまり道路の区域を変更するものです。

変更理由につきましては、次のスライドで詳しくご説明いたします。

スクリーンを御覧下さい。

こちらは道路の計画線を入れた図面になります。水色で示しました現況の道路に対して、 黒色で新設する道路計画を示しています。また先ほどの計画図と同様に、変更前の区域を 黄色の線で、変更後の区域を赤色の線で示しております。

今回の変更ですが、交差点構造に関する群馬県公安委員会との協議を行ったところ、交差点を左折する車両の速度を低下させるとともに、歩行者等の視認性を高め、交通の安全性向上を図るために外側線の曲線半径を見直すよう意見がありました。図面にピンク色で外側線の曲線をお示ししました。点線が変更前、実線が現計画の外側線となりますが、このように半径を縮小し、交差点をコンパクトにすることで、交通の安全性向上を図るよう公安委員会から意見があったところです。

外側線の半径を縮小するとなぜ安全性が向上するかということについて、簡単に説明させていただきます。例えば図面の右方向から来た車両がこの交差点を左折する際に、この半径が小さい、つまりカーブがきついとスピードを大きく減速させる必要があります。また、交差点がコンパクトになり横断歩道の位置が中央寄りになると、歩行者などの視認性が高まるため安全性の向上につながることになります。

このような理由から、公安委員会の意見も踏まえて交差点構造の見直しを行い、これに伴って歩道等の必要最小限のたまり空間、滞留スペースといいますか、これを確保した上で、交差点隅切り部の区域を変更するものです。

添付図面の図-4又はスクリーンを御覧下さい。

本路線の付加車線部、つまり交差点部の標準断面図となりますが、上が変更前、下が変 更後となります。今回の変更は隅切り部の区域の変更のみとなりますので、標準断面図に 変更はありません。

添付図面の図-5又はスクリーンを御覧下さい。

続きまして、都市計画の策定の経緯ですが、今回の変更に伴い、都市計画の原案を住民意見反映として閲覧に供し、公述人の公募を行いましたが、公述の申出はありませんでした。その後、閲覧を経て決定した都市計画案について、令和2年10月2日から10月16日までの間、都市計画法第17条第1項の規定による縦覧に供しましたが、意見書の提出はありませんでした。

また、都市計画法第18条第1項の規定に基づく関係市町村の意見聴取について、高崎市からは既に、今回の変更について「異存ない」旨の回答をいただいております。

以上で第1号議案の説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

#### (丸山会長)

それでは、ただ今御説明のありました本議案について御意見、あるいは御質問があれば お願いいたします。

# (小林委員)

先ほどの拡大図面を写していただきたい。

道路構造令で巻き込み関係の注記をしていますが、横断歩道の位置と隅切り部の位置関係ですが、この図面でいうと北の方の斜めの横断歩道がありますよね。これが斜めについているのですが、これがまずどうしてかなと。要するにこれが疑問ということと、それから交差部の隅切りを考えた時に、これでいうと3・4・24高崎玉村線、こちらは車線が少ないですよね。そこに入るときに巻き込みを考えると、そちらの方がなぜ形状が3カ所で、4カ所の形状変更ではないのかと。巻き込みを考えると、細い道に大きい道路から入ると、より巻き込みしやすいのではないかと思うのですが、通常は。構造上。だから、高崎玉村線の片側の所、この図面でいうと左側の所の隅切りのところを変更していないのか、その辺の説明をお願いします。

あと、横断歩道の位置と隅切り部の線形の関係ですけど、横断歩道の北側のやつは左に持って行った方がよいかと。取付け位置が少し疑問ですが、わかる範囲で説明をお願いします。

# (事務局)

実際に、都市計画の中で説明するのは難しいのですが、高崎玉村線、この図面でいうと上下方向の路線は、おそらく線形が斜めになっている線なのですね。上の方に向かって左の方に伸びていますので、その線形ですと現道を拡幅するといいまして、なかなか直角には変えられない部分がございまして、横断歩道は斜めにならざるを得ないと考えております。

それから、あと御質問で、4カ所隅切りを変えるべきではないかということですが、基本的に巻き込みを減らしているのは、この図面でいうと下の方の2カ所になります。上の方1カ所を減らしていますが、これはどちらかというと変更しているところの少し上に出入り口があるんですね。民家の。そことの関係で、必要最小限の変更をさせていただいておりまして、反対側には影響がなかったということですね。主な今回の変更理由で言っているように、巻き込み部の縮小というのは南側、今の図面の下側の2カ所になります。

# (小林委員)

横断歩道の位置をもう少しこっちにずらした方が巻き込み防止にはいいのではないかと。これを見ると停止線の方に、左にずらした方がいいのではないかと。こちらの横断歩道の位置は、少し離した方が現実的には巻き込み防止になるのではないかと。

# (事務局)

今先生がおっしゃっているのは、図面の左側の横断歩道をもう少し中心から離した方がいいと。

# (小林委員)

これは全部少し離した方が、先ほどの巻き込み防止という観点からいえば、そんな風に 思うのですよね。

それと、もう1点、現行官民境界があるのですよね、それぞれ。影響がないので官民境界を破線から太線の位置にずらしたということですよね。先ほどの説明だと、この図面でいうと左上の隅切り部分で官民境界の追加の部分は影響がないとおっしゃったですよね。これは、民地側に対しての影響がないということですか。

## (事務局)

そうですね。影響がないということですね。

### (小林委員)

その反対側は、真ん中を軸にして回転させていますよね。それはなぜ、単に回転させているだけですか。

#### (事務局)

道路構造令などでこういった幹線道路を交差する場合の隅切りの標準的な長さというのは決まっておりまして、この場合、5m程度になっています。そのために、上の方の隅切

り部分は少し始点を下げておりまして、反対側をずらしています。

# (小林委員)

道路構造令に標準的な規定がありますよね、それで曲げたということですか。わかりました。ありがとうございます。

### (丸山会長)

他にはございますか。

### (大澤委員)

この図面の下の二つの隅切りを減らしているのですが、そもそも今回の変更目的が視認性を高めるのであれば、隅切りを別に減らさなくてもいいのではないかと。もちろん、道路構造令の関係だと思うのですが、その辺りはいかがでしょうか。

### (事務局)

視認性という理由と、あと一番公安委員会から言われてくるのは、隅切りのカーブが緩いとスピードを落とさずに曲がる車があるということなので、なるべく隅切りの曲線半径は小さくしてくださいという意見がついていたので、むしろ進入してくる、左折する車両のスピードを落とすということの方が大きいかもしれません。

民地側の部分ですね。隅切りの部分を前に出した分、先ほど少し説明しましたが、標準的な長さというものがありますので、民地側の方に無駄に用地を求めることもできにくいものなので、なるべく都市計画としての規制が残ってしまうような用地が残らないように、なるべく前に出させてもらっています。

# (丸山会長)

よろしいでしょうか。他にはいかがでしょうか。

## (丸山会長)

本案について、先ほど御質問がありましたが、要は道路形状を変えることで都市計画を変更すると、道路というか周りの所ですよね。その関係で点線の所を変えるということですから、横断歩道をどこにつけるのかということは、別に公安委員会の仕事だと思うので、小林委員さんからそういう意見も出ましたということを事実上お伝えてしていただくということで、どうですかね。

それでは、そういうことを含んだ上で、本案について御意見を伺いたいと思いますが、 原案のとおり決定するということでよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

# (丸山会長)

それでは、そのように決定させていただきます。

続きまして、第2号議案「前橋都市計画、高崎都市計画、渋川都市計画、藤岡都市計画、 富岡都市計画、安中都市計画、吉井都市計画、玉村都市計画、前橋勢多都市計画、箕郷都 市計画、榛名都市計画、甘楽都市計画、富士見都市計画、榛東都市計画及び吉岡都市計画 下水道利根川上流流域下水道(県央処理区)の変更について」を上程いたします。事務局 から説明をお願いします。

### (下水環境課・益満次長)

下水環境課次長の益満から説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは第2号議案につきまして御説明にあたり、議案書の4ページをご覧下さい。前橋他14都市計画下水道利根川上流流域下水道(県央処理区)の変更についてでございます。

内容につきましては、5ページ目の資料を御覧いただき、市町村による都市計画下水道 の名称変更に合わせまして、都市計画下水道及び排水区域の名称を変更するもので、富士 見都市計画を前橋勢多に統合を行うものでございます。

スクリーンで御覧いただきますと3行目中段辺りに、榛名都市計画のあとに富士見都市 計画と記載してありますが、富士見都市計画を前橋勢多に統合するものでございます。

資料の6ページをお願いします。

都市計画で定めたものは、下水道の名称、排水区域、下水道管渠、下水処理場及びポンプ場となりますが、図に表示されております下水道管渠、下水道処理場及びポンプ場については、今回は変更がございません。

なお、審議に先立ちまして、都市計画法第18条の規定により、関係する市町村に意見 を照会しておりますが、全て「異存なし」との回答をいただいています事を申し添えま す。

以上で、第2号の説明とさせていただきます。御審議の程、よろしくお願いいたします。

### (丸山会長)

ただ今説明のありました本議案について、御意見・御質問がありますでしょうか。

(異議なしの声)

### (丸山会長)

それでは、本案につきましては原案どおりに決定させていただきます。

続きまして、第三号議案「榛名都市計画区域内産業廃棄物処理施設の敷地位置について」を上程いたします。

はじめに、前回の審議会において小林委員から県内の産業廃棄物の処理状況の御質問が ありました。その説明を事務局からお願いします。

## (廃棄物・リサイクル課)

廃棄物・リサイクル課の畠中と申します。よろしくお願いします。

それでは、お手元の資料「群馬県内の産業廃棄物処理施設の状況」という1枚紙を御覧ください。

まず、産業廃棄物処理施設になります。木くず又はがれき類の破砕施設ということで、これは廃棄物処理法施行令第7条第8号の2になります。木くずだけの破砕施設を集計したものはなく、がれき類の破砕施設と同じ区分になっております。許可対象となるのは、処理能力が1日あたり5 t を超える施設になっておりまして、県内には全部で214施設、令和元年3月31日時点(※令和2年3月31日に訂正)で集計しております。

許可権者は、群馬県と中核市の前橋市と高崎市で、それぞれが設置場所に応じて許可をしています。

出典は、令和2年版の環境白書になります。

それから産業廃棄物としての木くずの処理量です。数字でいうと平成30年度と若干古いのですが、群馬県内の産業廃棄物の処分業者が処分した木くずのうち、排出元が群馬県のものが31.3万t、排出元が県外のものが2.4万tと集計しております。

さらに、群馬県外の産業廃棄物の処分業者が処分した木くずのうち排出元が群馬県内のものが26.6万tと集計しております。

出典は、環境省が行っております全国調査で、令和元年度の、略して我々は広域移動調査と呼んでいます。令和2年3月に出たもので、数値は平成30年度のものになっております。おそらく、令和3年3月に令和元年度の数値が、出るということになります。

御用意させていただいた資料については、以上になります。

## (丸山会長)

そういうことだそうですが、ただ今の説明につきまして何かありますでしょうか。

### (小林委員)

他県に結構群馬県は頼っていることが明らかになりました。他県からの受入れが 2. 4 万 t 。広域的に考えていかなければならない問題だなと感じました。

ありがとうございました。

### (丸山会長)

他にはよろしゅうございますか。

それでは、第3号議案の説明を事務局からお願いします。

### (建築課・西田次長)

建築課次長の西田と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、第3号議案「榛名都市計画区域内産業廃棄物処理施設の敷地位置について」 を御説明させていただきます。

本議案は、都市計画区域内の産業廃棄物処理施設に関するもので、許可権者であります高崎市長から本審議会に付議され、今般御審議いただくものでございます。

それでは、議案の概要を説明させていただきます。

議案書6ページをご覧下さい。付議書の写しでございます。高崎市長からの付議となっております。

つづきまして7ページが施設概要となっております。

名称は関東土建株式会社 木くず破砕施設、用途地域は無指定です。申請者住所氏名は高崎市本郷町250番地2 関東土建株式会社 代表取締役 織茂 好明、所在地は群馬県高崎市本郷町字観音崎(かんのんざき)2537番、他5筆となっております。敷地面積は2,801.67㎡、主な施設は建築基準法第51条の許可対象となる産業廃棄物処理施設として、木くずの破砕施設を計画しております。処理能力は、1日あたり78.64 t でございます。

本施設は、1日あたりの処理能力が、5tを超えるため、建築基準法第51条で規定される「政令で定める処理施設」に該当することから、同条ただし書きの許可の手続を行おうとするものでございます。

なお、施設の概要につきましては、許可権者であります高崎市建築指導課からの説明と させていただきます。よろしくお願いいたします。

# (高崎市建築指導課)

高崎市建築指導課長の斎藤と申します。よろしくお願いします。それでは、第3号議案 につきまして、引き続き説明をさせていただきます。

申請者の関東土建株式会社は、昭和39年8月21日に設立し、現在では、土木・建築等の建設業、建材販売業、産業廃棄物処分・収集運搬及び中間処理に関する業務等を行っています。今回の計画では、工事現場等で発生する木くずを破砕処理する施設を設置し、発電用木材チップ等の再生資源としての販売を計画しております。

それでは、まず、スクリーン又は図-7を御覧ください。

都市計画図において申請地の位置を示しており、中央より左上に申請地と図示された赤い部分が今回の申請地でございます。

申請地は、榛名都市計画区域内で、JR群馬八幡駅から北西に直線で約2.5キロメートル離れた用途地域が無指定の地域に位置しております。また、申請地から最も近い校区の学校は高崎市立久留馬小学校であり、申請地からは直線で約1.5キロメートルの位置にあります。

次に、搬入搬出路は、赤い矢印のとおり、主要地方道あら町・下室田線から市道榛名

6-355、358 号線の経路が主な道路となっております。なお、市道榛名 6-35 5、358 号線を運搬車両が通行することについて、地元区長と申請者にて、学童や歩行者の安全を確保するよう「安全運転等に関する協定」を締結しております。

次のスクリーン又は図-8を御覧ください。

申請地から300メートルの範囲の状況を示しております。赤で示したのが、今回の申請地で、黄色で示したものが住宅、青で示したものが工場であり、最も近い住宅までの距離は、北に約115メートルでございます。なお、令和2年10月に、地元区長及び100メートル程度の住宅等所有者に対して、今回の施設計画に関する説明を実施し、反対意見等は出ておりません。

次のスクリーン又は図-9を御覧ください。

こちらは、申請敷地の利用計画を示したものです。図面の上が北になっております。赤 点線で示したのが敷地境界線でございます。黄色で塗られた部分が建築物でございます。 今回の計画では、申請建築物内に産業廃棄物処理施設を設置するものとなっております。

緑色で塗られた部分は、緑地帯を示しており、面積は約324平方mで、敷地面積に占める割合は約11%となっています。雨水については、建築物西側の緑地帯部分が雨水貯留池を兼ねておりまして、排水勾配を貯留池に対して設けて敷地内で処理する設計となっております。

また、申請地北側の市道への接道として、搬出入車両の出入りに必要な幅員は確保されております。

次のスクリーン又は図-10を御覧ください。

こちらは、建築物の平面図でございます。図面の右が北になります。この平面図では、 建築物内における破砕機の位置関係と処理動線が示されており、青色の動線が破砕前の廃 棄物の流れを、オレンジ色の動線が破砕後の廃棄物の流れを、それぞれ示しております。 図面左手の建物南側から受入れ、破砕機へ投入した処理後のものを磁石による磁力選別に よって、鉄くず等の異物を取り除いたうえで一時保管されます。

次のスクリーン又は図-11を御覧ください。

こちらは、処理工程となります。工事現場等の廃材ヤード等から搬入・受け入れを行い、 破砕機による破砕後、保管となり、その後、発電用木材チップ等として再利用される場所 へと搬出される流れとなります。

次のスクリーン又は図-12を御覧ください。

こちらが、今回の廃棄物処理施設の設置手続の概要でございます。左上の「廃棄物処理施設の事前協議」につきましては終了しております。また、周辺住民への説明等については、規定に基づき手続省略となっておりますが、地元区長及び100m程度の住宅等所有者に対して、今回の施設計画に関する説明を実施し、反対意見等は出ておりません。

今後の手続としては、廃掃法に基づく施設の設置許可、建築基準法第51条の許可等の

関係法令の手続を経て、5月頃に着工し、10月頃から施設の運営が開始される予定となっております。

スクリーンによるご説明は以上となりますが、補足説明をさせていただきます。

高崎市では「産業廃棄物処理施設の設置に係る建築基準法第51条ただし書き許可審査 基準」を定めており、「位置の妥当性」、「搬出入路の妥当性」、「施設計画の妥当性」 及び「環境・公害対策の妥当性」の4つの基準を定めております。

そこで、今回の施設計画をこの基準に沿って確認しますと、まず、計画地については用途地域無指定の地域で、住居系用途地域又は商業系用途地域の境界から、当該施設の敷地境界までの距離が100m以上離れていること等、妥当な位置で施設が計画されております。また、地元区長と協議がなされ、搬出入路として適切な経路が確保されていること、次に、廃棄物の破砕等に係る作業スペースは建屋内に確保されており、搬入搬出車両の出入りに充分なスペースが敷地内に確保されています。最後に、騒音、振動、臭気、大気汚染、水質汚濁等については、生活環境影響調査から法令規制内の計画になっております。これらから、許可審査基準に適合している計画であるということで、本施設の敷地位置が都市計画上支障ないものと考えられるため、本審議会に付議したものでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

#### (建築課・西田次長)

以上で、第3号議案の説明を終わらせていただきます。御審議の程よろしくお願いいたします。

# (丸山会長)

ありがとうございました。

それでは、ただ今説明のありました本議案について、御意見・御質問がありましたら、 よろしくお願いいたします。

#### (小林委員)

配置図を出していただいてよろしいでしょうか。

雨水貯留地ですが、この敷地内全体的な排水計画は、雨水貯留地を設けるということは、 相当水に対して意識があるのだと思いますが、雨水貯留地で集水する範囲は敷地内の雨水 ということでよろしいでしょうか。

# (高崎市建築指導課)

そのとおりでございます。

### (小林委員)

多分、計算はしていると思いますが、それで道路側の水は入ってこないということです

か。敷地内の雨水だけを処理するということで。

# (高崎市建築指導課)

そうです。宅内処理ということで、建物の屋根を含めまして、そういうことになっております。

### (小林委員)

そうすると排水計画でいうと、道路からの水が流入するという理解でよろしいでしょうか。この図面でいうと、青い所が搬入路ですよね。それで屋根の水が雨水貯留地に入って くると。

# (高崎市建築指導課)

道路はですね、排水施設がございまして、水路等もございますので。

### (小林委員)

道路というか敷地内に搬入路がありますよね。それが入ってくると。

## (高崎市建築指導課)

そうです。

#### (小林委員)

そうすると、傾斜はこちらの方を向いているということですか。

## (高崎市建築指導課)

はい、そのとおりでございます。

# (小林委員)

それで処理ができると。通常、例えばこれは何時間雨量で、どれくらいのものとかは、 どういう風に考えていますか。全部被覆されますよね、道路も屋根の雨水も全部入ってく るわけですよね。建物の雨水も、ここに入ってくるのですか。例えば、他の所で処理する とか。

## (高崎市建築指導課)

建物の分も含めて、こちらで浸透させるということでございます。

# (小林委員)

浸透マスの所で全部自然浸透させるということですか。

### (高崎市建築指導課)

浸透マスもございますけども、基本的には緑地帯で自然浸透ということでございます。

# (小林委員)

ちなみにここは、地目は何になっていますか。分けているのですか。緑地部分と建物部分は。

### (高崎市建築指導課)

地目は同じです。

### (小林委員)

ありがとうございました。

#### (丸山会長)

他にはいかがでしょうか。

# (大澤委員)

申請地が、鳥川の河川敷にあるように見えますが、洪水などの被害は想定されていないのでしょうか。

# (高崎市建築指導課)

こちらの関東土建さんは、会社の社屋等も以前からございまして、こちらの部分だとそ ういうことは今まではございません。

#### (大澤委員)

今までといいますか、ハザードマップを見たときに浸水想定区域内か外か。

# (高崎市建築指導課)

正しい答えかわかりませんが、河川法のエリアが入ってまして、そちらの許可をいただいているという形にはなっております。

# (大澤委員)

もちろん、既存の法律を遵守するのは当然だと思いますが、仮に浸水想定区域内であれば、それが果たして許可をする場所として適切なのか、別途検討する必要があると思いますが、そこはいかがでしょうか。

これは、県と市のどちらのお考えもお伺いしたいのですが。

### (高崎市建築指導課)

浸水想定区域のハザードマップはありますが、例えば通常の住宅等の建物の建築、例えば建築基準法関係の確認申請だとか、浸水想定区域だから建物が建てられないという形にはなっていません。あと開発の関係も、そういう部分も含めて開発許可は検討し直すという形で、まだ今は浸水区域だから開発ができない形にはなっていませんので、我々の基準には該当しているという風に考えております。こちらの施設は、ということです。

# (大澤委員)

仮に洪水などがあって、建物などが流れる、若しくは廃棄物などが流れて、周辺地域に 影響を及ぼすことが十分に考えられますので、やはりこれからは都市災害が増える時代で すので、そのあたりも御検討いただきたいなと考えているところです。

# (高崎市建築指導課)

ハザードマップにつきましては、当然、帰ってからしっかり見させていただいて、その 内容でまた対応すべきことがあれば、対応したいと考えております。

# (丸山会長)

他にはいかがですか。

それでは、他に御意見もないようですので、第3号議案につきまして皆様の御意見をお 伺いしたいと思います。

本案について、都市計画上の支障はなしということを決定するということで、御異議ご ざいませんでしょうか。

# (異議なしの声)

# (丸山会長)

よろしゅうございますか。

それでは、都市計画上の支障はなしということに決定させていただきます。

以上で、本日の審議は終了いたしました。

傍聴人におかれましては、事務局の指示に従って、御退場してください。

# (傍聴者退場)

# (丸山会長)

では最後に、「3 その他」について、事務局から何かございますか。

## (眞庭課長)

次回、第196回審議会の開催についてですが、通例によりますと第2回定例県議会後、6月頃の開催を予定しております。具体的には、会長に御相談して期日を決定させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

# (丸山会長)

そういうことだそうですが、よろしいでしょうか。

### (特になし)

# (丸山会長)

それでは、そのようにさせていただきます。

本日は、以上で終了させていただきます。委員の皆様には熱心な御審議をいただきましてありがとうございました。これをもちまして閉会といたします。

(閉会 10:47)

# (議事録署名人)